

令和 6 年度「読書に関する調査」の結果

令和 7 年 3 月
福島県教育委員会

【調査結果概要】

- 令和 6 年 1 1 月（高校生のみ 1 2 月）の 1 か月における本県児童生徒の平均読書冊数は以下のとおりである。
 - 《小学生》 11.6冊（前年度 11.7冊）
 - 《中学生》 2.7冊（ 〃 2.8冊）
 - 《高校生》 1.5冊（ 〃 1.5冊）
- 1 か月の読書冊数が「0冊」と回答した児童生徒の割合は以下のとおりである。
 - 《小学生》 1.6%（前年度 1.7%）
 - 《中学生》 12.3%（ 〃 13.0%）
 - 《高校生》 44.4%（ 〃 42.7%）
- 調査結果の推移は以下のとおりである。
 - 《小学生》 平均読書冊数は、平成 28 年度以降 **11冊以上をキープ**
 - 《中学生》 平均読書冊数は、平成 21 年度以降 **2.5冊以上をキープ**
 - 《高校生》 平均読書冊数は、平成 28 年度以降 **1.5冊以上をキープ**
- 中学生、高校生になると読書量が減り、不読者が増加する傾向が続いている。小・中・高それぞれの**発達段階や児童生徒を取り巻く学習・生活環境の変化に即した具体的な読書指導**を展開していくことで、読書に親しむ児童生徒の育成を図っていく必要がある。

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く考えるなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

県教育委員会においては、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、令和 2 年 2 月に第四次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、施策を評価するとともに今後の施策へ生かすため、本県児童生徒の読書に関する調査を実施している。

- ・第 1 回調査：平成 16 年 10 月実施
- ・第 2 回調査：平成 18 年 4 月実施
- ・第 3 回調査：平成 19 年 11 月実施（※ 以後、毎年 1 1 月に実施）
- ・第 2 0 回調査：令和 6 年 1 1 月実施

※ 高等学校においては、1 2 月に同様の調査を実施している。（平成 21 年度から実施）

(2) 調査項目

- 各学年における児童生徒の 1 か月の読書冊数（学校及び家庭等での読書冊数の合計）
- 読書しなかった理由に関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- 読書したきっかけに関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- 本を手に入れた方法に関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- 本の媒体に関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- その他（第四次「福島県子ども読書活動推進計画」に係る各学校における取組状況について）

(3) 調査対象校及び調査人数について

- 調査対象校：県内公立小・中学校（義務教育学校を含む。）※ 休校を除く。
全ての県立高等学校
- 調査人数：各学年 1 学級を選定する。（全ての児童生徒に調査することも可）

小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
調査人数	9,179	9,465	9,955	9,909	10,162	9,749	58,419

(単位はいずれも人)

中学校	1 年生	2 年生	3 年生	合計	高等学校	1 年生	2 年生	合計
調査人数	7,471	7,439	7,492	22,402	調査人数	2,465	2,282	4,747

小学校：378校（義務教育学校前期課程を含む。）

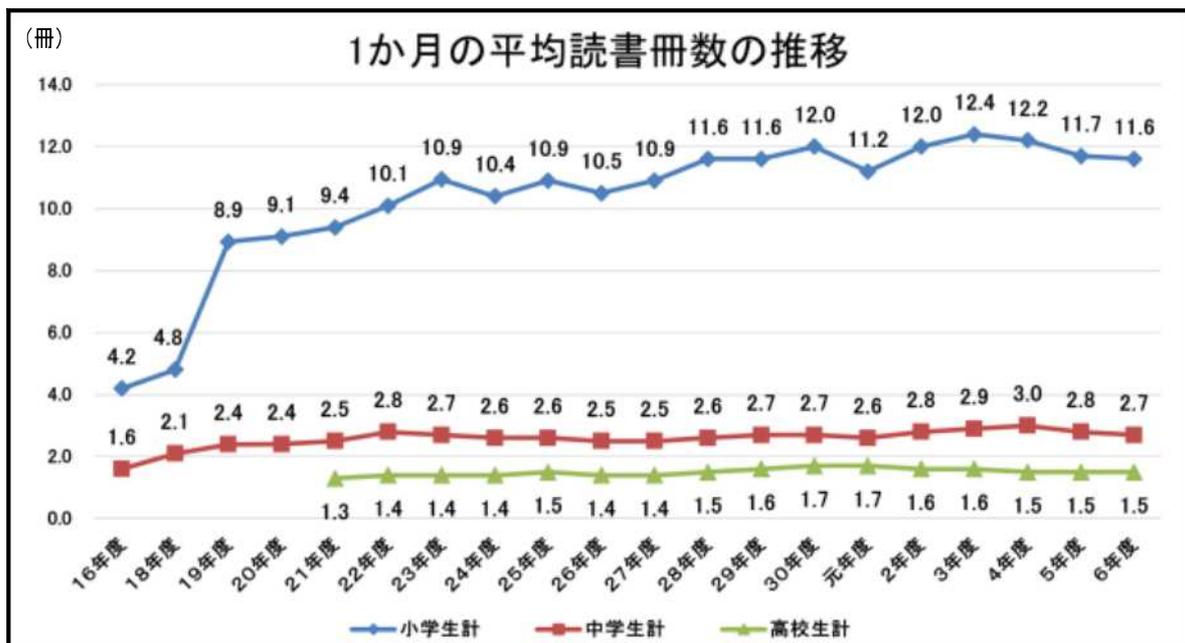
中学校：203校（義務教育学校後期課程を含む。）

高等学校：80校

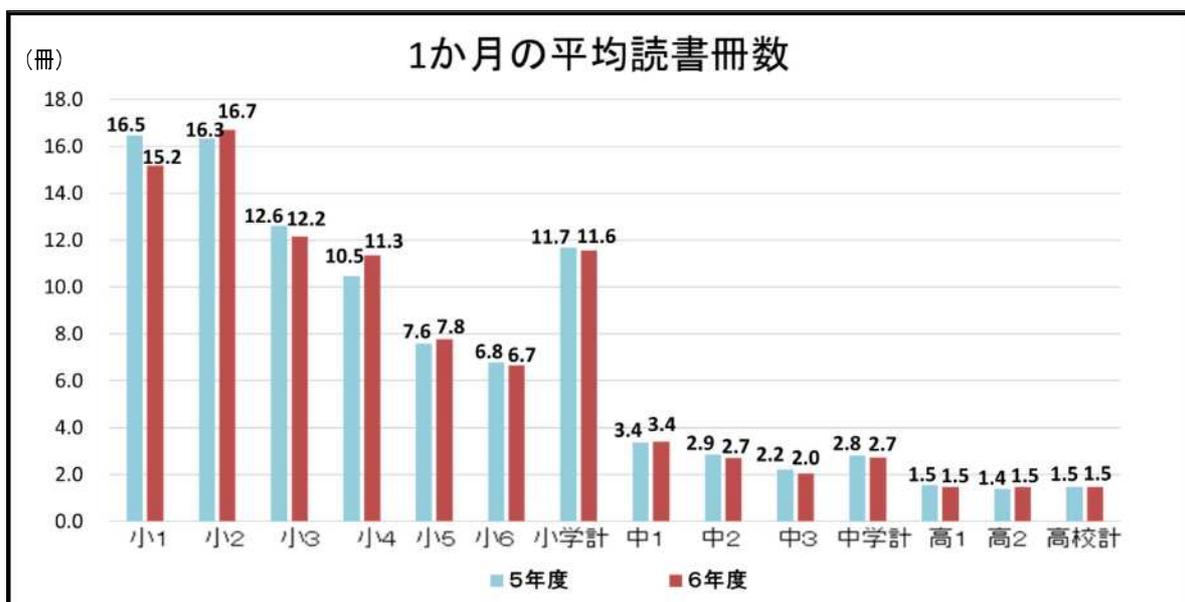
2 1か月の平均読書冊数について（【グラフ1】及び【グラフ2】参照）

- 令和6年11月調査（高校生は12月調査）における1か月の平均読書冊数は、小学生全体で11.6冊（前年度11.7冊）、中学生全体で2.7冊（前年度2.8冊）、高校生全体で1.5冊（前年度1.5冊）であった。前年度調査と比較すると、小学生が0.1冊、中学生も0.1冊減少している。高校生は横ばいである。
- 1か月の平均読書冊数は、小学校2年生の16.7冊が最高であり、そこから小・中・高と学年が上がるにしたがって減少している。
- 小学生全体では「8冊以上」と回答した児童の割合が49.3%（前年度50.5%）と約半である。中学校全体では「1冊」～「3冊」と回答した生徒の割合が高く、全体の67.0%（前年度65.4%）を占めている。高校生全体では「0冊」と回答した生徒の割合が44.4%（前年度42.7%）と最も高い。

【グラフ1】



【グラフ2】



3 「0冊」と回答した児童生徒について（【グラフ3】及び【グラフ4】参照）

- 「0冊」と回答した児童生徒の割合は、小学生が1.6%（前年度1.7%）、中学生が12.3%（前年度13.0%）、高校生が44.4%（前年度42.7%）であり、前年度の調査と比較すると、小学生は0.1ポイント減少、中学生は0.7ポイント減少、高校生は1.7ポイント減少している。
- 「0冊」と回答した児童生徒の学年別の割合は、小学校1年生が0.4%（前年度0.5%）と最も低く、高校2年生が46.9%（前年度44.2%）と最も高い。小・中・高と学年が上がるにつれて「0冊」と回答する割合が高くなる傾向は例年同様である。
- 「0冊」と回答した児童生徒の「読まない理由」の上位項目は以下のとおりである。

	「読まない理由」①	「読まない理由」②
小学生	テレビ・ゲームなどのほうが楽しい	遊ぶほうが楽しい
中学生	スマートフォン・携帯などのほうが楽しい	雑誌やマンガのほうが好き
高校生	スマートフォン・携帯などのほうが楽しい	部活動等で時間がない

- ・ 「スマートフォン・携帯などのほうが楽しい」の回答は、平成29年度に項目に加えて以来、初めて中学生で最も高い割合となり、中学生、高校生それぞれで最も高い割合となった。
- ・ 関連して、『令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書』（令和6年3月）こども家庭庁によると、インターネットを利用すると回答した青少年の、平日1日あたりの趣味・娯楽を目的としたインターネットの利用時間は、小学生が145.6分、中学生が168.2分、高校生が211.5分となっている。このことも読書量に影響している可能性が高い。

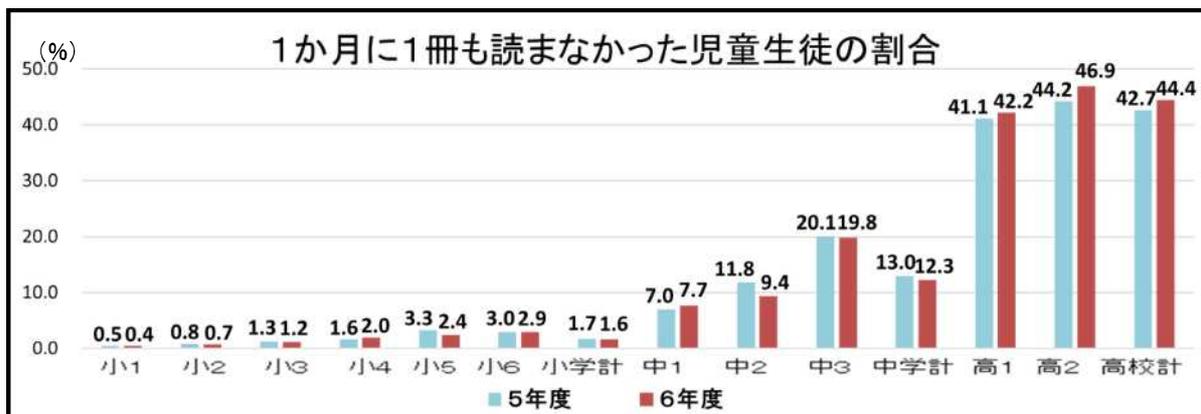
《その他》

- ・ 例年と同じ傾向として、「本が嫌い」と回答する小・中学生、「読まなくても困らない」と回答する高校生がそれぞれ1割程度存在する。

【グラフ3】



【グラフ4】



【参考】 第69回学校読書調査（全国学校図書館協議会実施）の結果

○令和6年5月1か月間の平均読書冊数

《小学生》13.8冊 《中学生》4.1冊 《高校生》1.7冊

○令和6年5月1か月間の読書冊数「0」と回答した割合

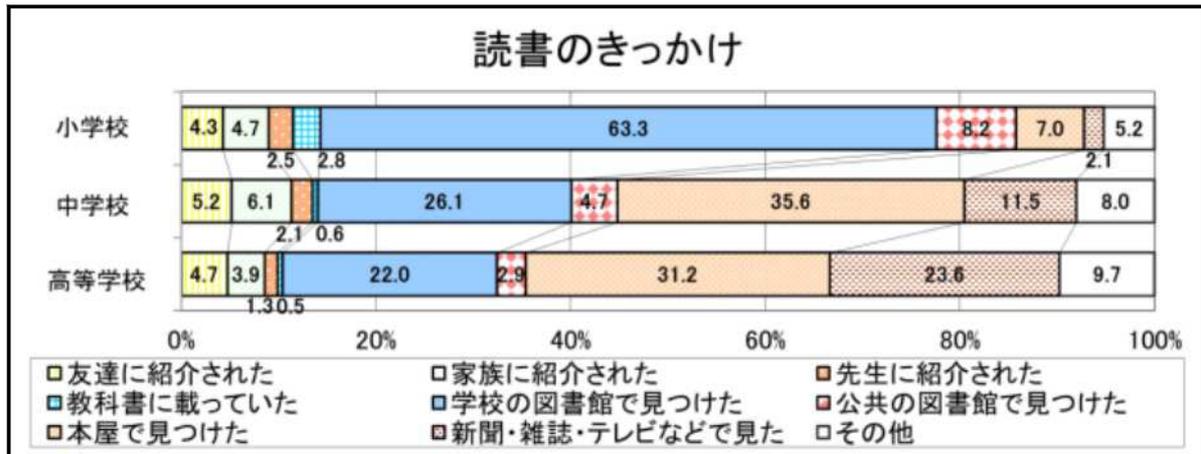
《小学生》8.5% 《中学生》23.4% 《高校生》48.3%

4 「読書のきっかけ」について（【グラフ5】参照）

- 小学校では、「学校の図書館で見つけた」と回答した児童の割合が全ての学年において最も高く、小学生全体では63.3%（前年度62.8%）を占める。
- 中学校では、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、中学生全体では35.6%（前年度38.3%）を占める。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が最も高く、高校生全体では31.2%（前年度34.5%）を占める。

小学校においては特に、学校図書館が児童の読書活動にもたらす影響が大きいといえる。また、学年が上がるにつれ、「その他」と回答する割合が高くなっている。スマートフォンやタブレット等の普及により、インターネット上から得た情報がきっかけとなっていることも考えられる。

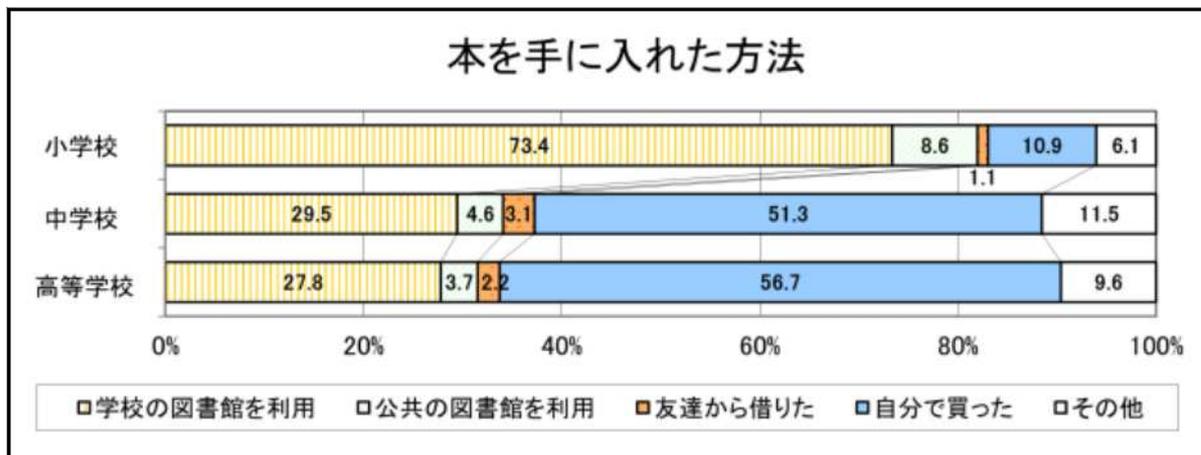
【グラフ5】



5 「本を手に入れた方法」について（【グラフ6】参照）

- 小学校では、「学校の図書館を利用」と回答した児童の割合が全ての学年において最も高く、小学生全体では73.4%（前年度72.3%）を占める。続いて「自分で買った」と回答した児童の割合が10.9%（前年度12.2%）となっている。
- 中学校では、「自分で買った」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、中学生全体では51.3%（前年度54.8%）を占める。続いて「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が29.5%（前年度26.2%）となっている。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「自分で買った」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、高校生全体では56.7%（前年度60.4%）で、「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が27.8%（前年度22.6%）となっている。
- 小・中学校においては、「学校の図書館を利用」と回答した児童生徒の割合が年々高くなっている。

【グラフ6】

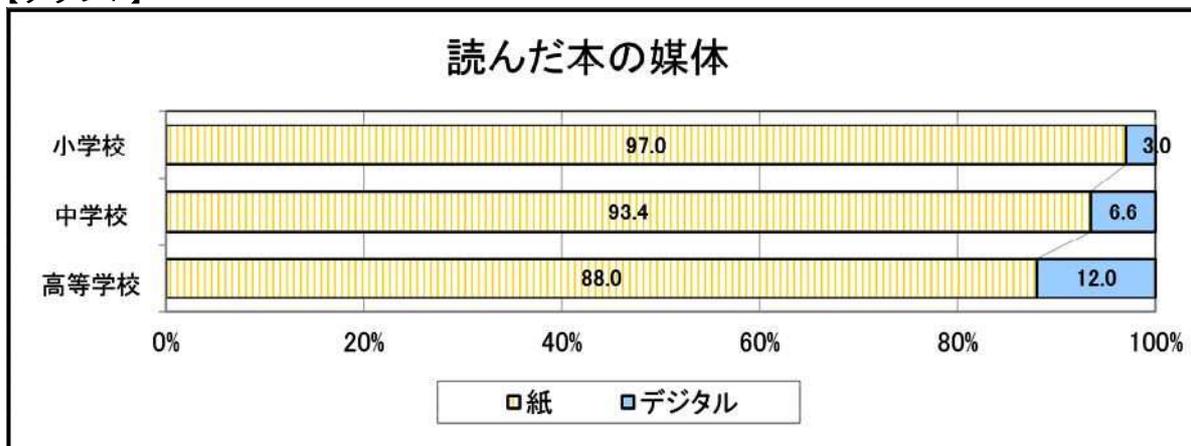


6 「読んだ本の媒体」について（【グラフ7】参照）

- 「デジタルの本のほうが多い」と回答した児童生徒の割合は、小学校全体では3.0%（前年度3.0%）、中学校全体では6.6%（前年度7.7%）、高等学校全体では12.0%（前年度12.5%）であり、昨年度に比べて、小学校は横ばい、中学校・高等学校では「デジタルの本のほうが多い」と回答した割合が減少している。
- 「デジタルの本のほうが多い」と回答した児童生徒の学年別の割合は、小学校1年生が1.3%（前年度1.8%）と最も低く、高等学校1年生が12.6%（前年度12.6%）と最も高い。小・中・高と学年が上がるにつれて「デジタルの本のほうが多い」と回答する割合が高くなる傾向が見られる。

スマートフォンや1人1台端末の普及により、電子書籍に触れる機会が少しずつ増えていると考えられるが、現時点で顕著な変化は感じられない。児童生徒を取り巻く情報環境の変化を踏まえ、今後も調査を継続していく。

【グラフ7】



7 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」 各学校における読書活動等への取組状況

【小学校】	調査項目	実績値(%)			目標値
		4年度	5年度	6年度	6年度
	①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100.0	100.0	100.0	100
	②本を1か月に1冊以上読んだ児童の割合	98.4	98.3	98.4	100
	③学校司書等を配置している学校の割合	84.7	85.4	85.4	100
	④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	68.1	71.1	72.2	100
	⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	87.8	86.7	85.2	100
【中学校】	調査項目	実績値(%)			目標値
		4年度	5年度	6年度	6年度
	①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	98.1	99.0	100.0	100
	②本を1か月に1冊以上読んだ生徒の割合	85.9	87.0	87.7	100
	③学校司書等を配置している学校の割合	83.3	84.5	84.7	100
	④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	12.0	17.9	12.8	100
	⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	48.3	47.8	47.3	100
【高等学校】	調査項目	実績値(%)			目標値
		4年度	5年度	6年度	6年度
	①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100.0	100.0	100.0	100
	②本を1か月に1冊以上読んだ生徒の割合	56.1	57.3	55.6	100
	③学校司書等を配置している学校の割合	97.4	93.9	97.5	100
	④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	2.4	3.7	3.8	100
	⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	72.0	82.9	80.0	100

※数値は、「読書に関する調査」福島県教育委員会による。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

昭和 28 年法律第 185 号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

平成26年6月27日法律第93号

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三条中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 4

福島県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1 本県における子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子どもの読書活動についての普及・啓発に関すること。
- (2) 家庭、地域、学校及び民間団体等の連携・協力に関すること。
- (3) 福島県子ども読書活動推進計画の進捗状況についての検討・評価に関すること。
- (4) 福島県子ども読書活動推進計画作成に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3 推進会議は、学識経験者、社会教育関係者、学校図書館の関係者、公立図書館等の関係者、家庭教育の関係者、読書活動に係るボランティア団体等の関係者等で構成し、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が依頼する。

(任期)

第4 委員の任期は、依頼を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、推進会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議の招集等)

第6 推進会議は、教育長が招集する。

2 推進会議は、必要があるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は、福島県教育庁社会教育課内に置く。

2 事務局は必要に応じて、関係各課の担当によるワーキンググループ会議を開催することができる。なお、ワーキンググループ会議については別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料5

福島県の公共図書館

	図書館名	住所	電話番号
* 1	福島県立図書館	福島市森合字西養山 1	024-535-3218
* 2	福島市立図書館 // 西口ライブラリー // 子どもライブラリー	福島市松木町 1-1 福島市三河南町 1-20 福島市早稲町 1-1	024-531-6551 024-525-4023 024-526-4200
* 3	二本松市立二本松図書館 // 岩代図書館	二本松市本町一丁目 102 二本松市小浜字藤町 242	0243-23-5082 0243-55-3255
* 4	伊達市立図書館	伊達市箱崎字川端 7	024-551-2132
* 5	本宮市立しらさわ夢図書館 // 中央公民館図書室	本宮市白岩字堤崎 500 本宮市本宮矢来 39-1	0243-44-2112 0243-24-1932
* 6	国見町図書館	伊達郡国見町大字藤田観月台 15	024-585-2676
* 7	郡山市中央図書館 // 緑ヶ丘分館 // 大槻分館 // 三穂田分館 // 喜久田分館 // 日和田分館 // 熱海分館 // 田村分館 // 西田分館 // 中田分館 郡山市希望ヶ丘図書館 // 安積図書館 // 富久山図書館	郡山市麓山一丁目 5-25 郡山市緑ヶ丘東三丁目 1-21 郡山市大槻町字中前田 56-1 郡山市三穂田町八幡字東屋敷 6 郡山市喜久田町堀之内字下河原 1 郡山市日和田町字小堰 23-4 郡山市熱海町熱海二丁目 15-1 郡山市田村町岩作字穂多礼 40-3 郡山市西田町三丁目桜内 259 郡山市中田町字下枝字大平 358 郡山市希望ヶ丘 1-5 郡山市安積一丁目 38 郡山市富久山町福原字泉崎 181-1	024-923-6601 024-944-0001 024-951-1512 024-953-2820 024-959-2205 024-958-2352 024-984-2679 024-955-3842 024-972-2807 024-973-2951 024-961-1600 024-946-8850 024-921-0030
* 8	須賀川市中央図書館 // 長沼図書館 // 岩瀬図書館	須賀川市中町 4-1 須賀川市長沼町字金町 85 須賀川市柱田字中地前 22	0248-75-3309 0248-67-2138 0248-65-3549
* 9	田村市図書館 // 滝根分館 // 大越分館 // 都路分館 // 常葉分館	田村市船引町船引字扇田 19 田村市滝根町神俣字町 48-1 田村市大越町上大越字水神宮 62-1 田村市都路町古道字本町 33-4 田村町常葉町常葉字町裏 1	0247-82-1001 0247-78-2001 0247-79-2161 0247-75-2063 0247-77-2013
* 10	白河市立図書館 // 東図書館 // 表郷図書館 // 大信図書館	白河市道場小路 96-5 白河市東釜子字狐内 47 白河市表郷金山字長者久保 2 白河市大信町屋字沢田 25	0248-23-3250 0248-34-1130 0248-32-4784 0248-46-3614
* 11	会津若松市立会津図書館	会津若松市栄町 3-50	0242-22-4711
* 12	喜多方市立図書館	喜多方市字柳原 7503-1	0241-22-1855

	図書館名	住所	電話番号
*13	相馬市図書館	相馬市中村字塚ノ町65-16	0244-37-2630
*14	南相馬市立中央図書館 // 小高図書館 // 鹿島図書館	南相馬市原町区旭町二丁目7-1 南相馬市小高区本町二丁目89-1 南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1	0244-23-7789 0244-66-1011 0244-46-5116
*15	いわき市立いわき総合図書館 // 小名浜図書館 // 勿来図書館 // 常盤図書館 // 内郷図書館 // 四倉図書館	いわき市平字田町120 いわき市小名浜愛宕上7-2 いわき市植田町南町一丁目2-2 いわき市常磐関船町作田1-1 いわき市内郷綴町榎下40-1 いわき市四倉町字東一丁目50	0246-22-5552 0246-54-9257 0246-62-7431 0246-44-6218 0246-45-1030 0246-32-5980
*16	鏡石町図書館	岩瀬郡鏡石町旭町440-6	0248-62-1288
*17	石川町立図書館	石川郡石川町字関根165	0247-26-9136
18	浅川町立あさかわ図書館	石川郡浅川町大字蓑輪字山敷田75	0247-36-2900
19	古殿町図書館	石川郡古殿町大字松川字横川235	0247-53-2305
*20	三春町民図書館	田村郡三春町字大町12-1	0247-62-3375
*21	小野町ふるさと文化の館	田村郡小野町大字小野新町字中通2	0247-72-2120
*22	矢吹町図書館	西白河郡矢吹町本町165	0248-44-3595
*23	泉崎図書館	西白河郡泉崎村泉崎字館24-9	0248-53-4779
*24	棚倉町立図書館	東白川郡棚倉町大字棚倉字新町21-1	0247-33-4342
*25	矢祭もったいない図書館	東白川郡矢祭町大字東館字石田25	0247-46-4646
*26	塙町立図書館	東白川郡塙町大字塙字栄町68-6	0247-43-0808
27	鮫川村図書館	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿64-1	0247-29-1150
*28	猪苗代町図書館	耶麻郡猪苗代町字古城町132-7	0242-23-7855
*29	会津美里町図書館	大沼郡会津美里町字新布才地1	0242-54-2911
*30	南会津町図書館	南会津郡南会津町田島字宮本東22	0241-62-5522
*31	新地町図書館	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1	0244-62-5031
*32	富岡町図書館	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	0240-21-3665
33	大熊町図書館(教育委員会) 休館中	双葉郡大熊町大字大川原字南平1717	0240-23-7532
*34	浪江町図書館	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町40-1	0240-23-5613
35	公益財団法人金森和心会 クローバー子供図書館	郡山市開成六丁目346-1	024-932-2118

番号左に*のついている図書館は、福島県図書館情報ネットワーク事業「横断検索参加館」。その他に、福島県男女共生センター、桑折町中央公民館図書室、西郷村中央公民館図書室、西会津中学校図書室も横断検索参加館となっている。

資料 6

第五次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会

(1) 委員

委嘱の区分	所属・役職等	氏 名
学識経験者	国立大学法人福島大学名誉教授	高野 保夫
社会教育関係者	福島県高等学校PTA連合会副会長 福島県立安達高等学校PTA会長	大河内 威
学校図書館関係者	福島県学校図書館協議会会長 郡山市立柴宮小学校校長	織田島浩孝
公立図書館等の関係者	南相馬市立中央図書館 資料サービス係長	佐藤 真紀
家庭教育関係者	福島県家庭教育インストラクター 連絡協議会理事	遠藤貴美子
読書ボランティア団体の関係者	つきだておはなし会 代表	齋藤 睦
幼児の読書推進に係る団体等の関係者	平田村立ひらたこども園 主任兼保育教諭	桑原 真希

* 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会は福島県子ども読書活動推進会議委員を兼ねる

(2) 開催状況

開催月日	場 所	会 議 概 要
R 6. 6. 27	西庁舎 316 会議室	第四次計画の成果と課題 第五次骨子案審議
R 6. 9. 12	杉妻会館	素案協議
R 6. 11. 14	西庁舎 326 会議室	素案再協議
R 7. 2月	* 書面開催	最終案協議
R 7. 2. 27	教育委員室	第五次計画最終審議（高野委員長）